

長期優良住宅の認定等に関する手数料一覧表

令和4年10月1日現在

○第5条第1項から第7項の規定に基づく認定申請

1 長期優良住宅建築等計画等認定手数料
【表1又は表2の区分の額】÷【申請住戸数】（千円未満切り捨て）
2 長期優良住宅建築等計画等認定手数料 （同時に確認申請書を提出する場合）
【表1又は表2の区分の額】÷【申請住戸数】（千円未満切り捨て）・・・A 【建築主事に確認申請を行った場合に必要となる手数料】・・・B A及びBで算定した手数料を合算した額

表1 住宅の新築

区分	※登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された 確認書 若しくは同法第6条の2第4項に規定する 住宅性能評価書 又は これらの写し （以下「 確認書等 」という。）の有無	
	確認書等あり	確認書等なし
1戸建ての住宅	13,000円	50,000円
長屋等（総住宅戸数：1戸を超え5戸以内）	28,000円	121,000円
長屋等（総住宅戸数：5戸を超え10戸以内）	48,000円	197,000円
長屋等（総住宅戸数：10戸を超えるもの）	90,000円	394,000円

表2 既存住宅の増築・改築等

区分	※登録住宅性能評価機関が交付する 確認書等 の有無	
	確認書等あり	確認書等なし
1戸建ての住宅	19,000円	72,000円
長屋等（総住宅戸数：1戸を超え5戸以内）	38,000円	172,000円
長屋等（総住宅戸数：5戸を超え10戸以内）	66,000円	280,000円
長屋等（総住宅戸数：10戸を超えるもの）	118,000円	555,000円

○第8条第1項の規定に基づく計画の変更認定申請

第5条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項又は第7項の規定に基づく認定申請と同額

○第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における変更認定申請

1戸につき……4,000円

○第9条第3項の規定に基づく管理人等が選任された場合における変更認定申請

1件につき……4,000円

○第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請

1戸につき……4,000円

○長期優良住宅建築等計画等の認定に関する各種証明

1件につき……200円